

目的等

- ◆ 都は、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止すること等を目的として、平成30年7月4日に東京都受動喫煙防止条例を公布
- ◆ 国においても、望まない受動喫煙の防止を目的として、平成30年7月25日に「改正健康増進法」を公布

法・条例ともに、附則に以下のとおり定めている。

「施行後5年を経過した場合において、規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

制度の概要

施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を実施。

① 第一種施設

- 学校、病院、児童福祉施設など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設
- 行政機関の庁舎



原則
敷地内禁煙

② 第二種施設

- 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設
例) 一般的なレストラン、居酒屋、オフィスビル、体育館、ショッピングモール



原則
屋内禁煙

③ 喫煙目的施設

- 喫煙をする場所を提供することがメインの施設
以下の3種類
 - ・ 屋内公衆喫煙所(その場所を専ら喫煙する場所とするもの)
 - ・ 喫煙を主目的とするバー、スナック等
 - ・ 店内で喫煙可能なたばこ販売店



喫煙可

④ プライベート空間

- 人の居住の用に供する場所
- ホテルや旅館の客室 など

☞ 責務規定・配慮義務を除いたその他の規制は適用除外



規制
適用除外

健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に基づく規制の概要

制度の概要

【第一種施設と第二種施設にかかる規定】

- ◎ 第一種施設は原則敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所設置可）、第二種施設は原則屋内禁煙（喫煙専用室等の設置可）
 - ◎ 都条例は、子供や自ら受動喫煙を防ぎにくい立場にある従業員を受動喫煙から守る等のため独自のルールを規定
- ※赤字は都独自規定

	施設の類型	健康増進法・都条例	喫煙可能標識	禁煙標識
第一種施設 その他	保育所、幼稚園 小学校、中学校、高等学校 等	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可 ※努力義務)	○	
	大学	敷地内禁煙 (屋外に要件を満たした喫煙場所設置可)	○	
	病院、診療所等			
	児童福祉施設（上記保育所等除く） 行政機関の庁舎			
	バス、タクシー、航空機	敷地内（車内・機内）完全禁煙	○	
第二種施設 その他	上記以外の2人以上の者が利用する施設等 (例) 事務所、工場、ホテル、旅館、老人福祉施設、運動施設、旅客船舶、旅客鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室内でのみ喫煙可)	○	
	飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室内でのみ喫煙可)	○	○
	右記の要件を満たす飲食店	以下の要件を満たす場合は、禁煙・喫煙を選択可（都指定特定飲食提供施設） <要件> ①2020年4月1日時点で既に営業している ②施設内の客席部分の床面積が100㎡以下 ③中小企業（資本金等の額が5千万円以下）又は個人経営 ④従業員がいない	○	○

【配慮義務】

- 喫煙者は、喫煙をする際は、受動喫煙が生じないように、周囲の状況に配慮しなければならない。
- 施設の管理権限者等は、施設内に喫煙場所を置く際は、受動喫煙が生じることのないよう配慮しなければならない。

健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に基づく規制の概要

【喫煙室の類型】

	喫煙専用室	指定たばこ [*] 専用喫煙室 *加熱式たばこ	喫煙目的室	喫煙可能室
設置できる施設	第二種施設	第二種施設	喫煙目的施設	都指定特定飲食提供施設 (法の要件+従業員がいない)
場所	屋内の「一部」	屋内の「一部」	屋内の 「全部又は一部」	屋内の 「全部又は一部」
必要となる措置	室外への煙の 流出防止措置	室外への煙の 流出防止措置	室外への煙の 流出防止措置	室外への煙の 流出防止措置
紙巻たばこ	○	×	○	○
加熱式たばこ	○	○	○	○
室内での喫煙 以外の行為	×	○	○	○

- ※ 赤字は都独自規定
- ※ 加熱式たばこは、販売開始から年月が浅く、改正健康増進法において、「当該たばこから発生した煙（蒸気を含む。）が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこ」として、指定たばこ専用喫煙室での飲食等をしてしながらの使用を可能とする経過措置が取られている。
- ※ 室外への煙の流出防止措置は、①出入口における室外から室内への空気の気流が0.2m毎秒以上、②壁、天井等によって区画、③たばこの煙が屋外に排気の3点全て。ただし、喫煙可能室を屋内の「全部」に設置する場合は②のみ。